

欧米にもある故人の年金受給 日本も不正受給を厳罰に処せ

週刊ダイヤモンド「データフォーカス欄」、2011年3月12日号

一橋大学特任教授 高山憲之

今年2月、厚生労働省は所在不明の高齢者553人について年金を支給しない処置を講じた。全国で約34万人いた、医療保険の利用実績がない76歳以上の年金受給者の現況を調査した結果（表参照）に基づく支給差し止めである。

ただ、上記調査で現況が確認できない人が約2万人も残っている（現住所不明の人が5000人弱、現況報告未提出者が1万5000人強）。これらの人については市区町村の協力を得ながら調査を継続・徹底し、所在確認ができなかった人には、この4月分から年金支給を差し止める方向である。年金の不正受給を防止するためだ。

故人に年金 - この事実は日本だけでなく、欧米にもある。たとえば米国社会保障庁の2009年調査報告によると、死亡後も88人が年金を不正に受給していたことが判明した（2008年1月時点の受給者1%抽出調査。図参照）。その中には死亡後30年以上、年金を受給していた人もいた。

また英国でも年金受給権者がスペインやポルトガル等に移住し、死亡後も本国政府に死亡届を提出せず、遺族等が年金を不正に受給し続けるケースが跡を絶たないという。

欧米では年金の不正受給は重罪扱いとなっている。不正が発覚すると、ただちに起訴される。有罪になると刑罰は重い。たとえば、ミシシッピ州で母親が2002年11月に死亡した後も死亡届を提出せずに年金を受給していた娘は、5ヶ月の投獄プラス5ヶ月の自宅拘禁（監視モニターつき）、くわえて100時間の社会奉仕義務づけ、さらに8万ドル強（約700万円）の年金受給額返還、のすべてを命じられた。

米国の社会保障庁には不正受給告発のためのホットライン（電話・FAX・メール案内）がホームページに用意されている。また英国もスペインやポルトガルに英国年金の不正受給告発のための窓口を開設済みである。

日本では政治家や官僚の不正に対しては、極めて厳しい声が寄せられる。一方、昨年の夏に発覚した東京都足立区の年金不正受給事件では、受給しつづけた遺族を指弾する声はほとんど聞かなかった。日本でも年金不正受給に対して重罰を科さないかぎり、不正受給への誘惑に敗けてしまう人が今後も続出するだろう。

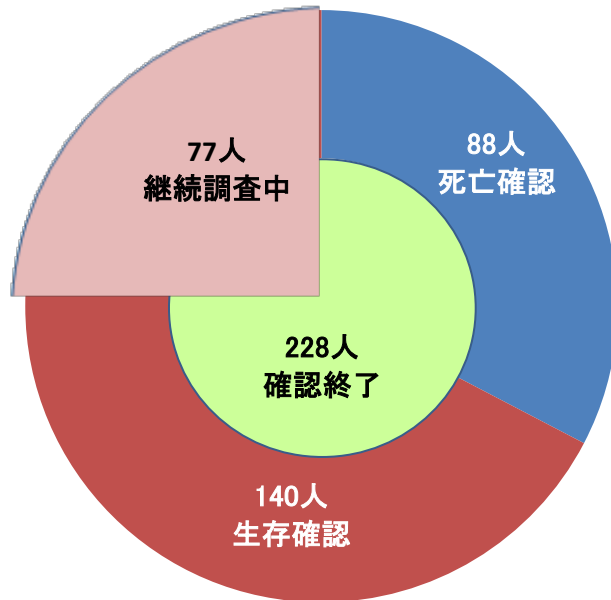
現況申告書の回答状況等

区 分	人 数(人)
現況申告書 送付対象者	341,312
A 現況申告書提出済み	320,741
① 受給者本人が回答(③を除く)	239,634
② 代理人が回答(③を除く)	70,703
イ 受給者本人は生存中	68,051
ロ 受給者本人は既に死亡	2,117
ハ 行方不明	535
③ 回答内容に不備あり。照会中	10,404
B 未提出	15,680
C 未送達(現住所不明)	4,891

注) 2010年7月1日時点で満76歳以上であり、後期高齢者医療を直近の1年間について継続利用していない年金受給者に対する現況調査(日本年金機構による2010年11月調査)

資料) 厚生労働省年金局報道資料(2011年2月)

米国における年金の不正受給



注) 生存不明の年金受給者305人調査(受給者1%抽出調査、2008年1月実施)

資料) 米国社会保障庁報告、2009年。